

安城市完全週休２日制・週休２日制工事試行要領（建築工事）

（趣旨）

第１条 この要領は、安城市が発注する建設工事において、建設業における企業又は労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休２日への普及に向けた取組を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条 週休２日制を実施する工事（以下「週休２日制工事等」という。）は、次の各号に掲げる区分によるものとし、その要件は、当該各号に定めるところによる。

- （１）発注者指定型 発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識の向上及び建設業へのＰＲを推進し、かつ、現場条件等によって工期延長が生じかねない不確定要素が少なく週休２日の確保が可能である対象期間が６０日を超える工事とする。
- （２）受注者希望型 受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図り、かつ、発注者指定型以外の対象期間が６０日を超える工事とする。ただし、発注者が週休２日制の実施になじまないと判断した工事を除く。

（週休２日制の形式）

第３条 週休２日制工事等の形式は、次に掲げるとおりとする。

（１）完全週休２日制工事

完全週休２日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工（現場事務所での事務作業を含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。ただし、安全管理のための現場巡視、地域貢献活動（現場見学会の実施、ボランティア活動等をいう。）への参加等は、現場内の完全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。）を実施するものとする。

ア 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までとする。

ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

（ア）準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等に要する期間を含む。）

（イ）後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までの期間）

（ウ）夏季休暇（３日間）

(エ) 年末年始休暇（6日間）

(オ) 工場製作のみの期間

(カ) 工事事務等による不稼働期間

(キ) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

イ 休工対象日 原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその直前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその直後の月曜日から金曜日まで）に振替休工を取得した場合は、休工と認めるものとする。ただし、振替休工は休工日の1週間前までに監督員と協議するものとし、天候（降雨、積雪等）により土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は、休工と認めない。

（2）月単位の週休2日制工事

月単位の週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施するものとする。

ア 対象期間 第1号アに同じ。

イ 休工対象日 休工の曜日及び理由にかかわらず休工とした日とし、対象期間内のすべての月ごとにおいて28.5パーセント以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も、休工と認める。

（3）通期の週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施するものとする。

ア 対象期間 第1号アに同じ。

イ 休工対象日 休工の曜日及び理由にかかわらず休工とした日とし、対象期間の全日数の28.5パーセント以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も、休工と認める。

（取組内容）

第4条 発注者指定型及び受注者希望型の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）発注者指定型

ア 受注者は、総合施工計画書に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出するものとする。

イ 受注者は毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式に

て提出するとともに、非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

ウ 発注者が週休２日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(２) 受注者希望型

ア 受注者は、工事契約後、週休２日制工事等又は週休２日制に取り組まないことのいずれかを選択するものとする。

イ 受注者は、週休２日制工事等に取り組む場合には、総合施工計画に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出するものとする。

ウ 受注者は毎月５日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するとともに、非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

エ 発注者が週休２日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定)

第５条 工事成績評定については、次のとおりとする。

２ 第３条の対象期間に対する休工割合が２８．５パーセント以上の場合には、工事成績評定において評価する。

３ 工事成績評定は、工事成績評定表の「６．社会性等 Ｉ．地域への貢献等 ５．その他」において行うものとする。この場合において、休工割合が２８．５パーセントに満たない場合であっても工事成績の減点を行わないものとする。

(取組証明)

第６条 第３条第１号アの対象期間の全週間数に対し、休工対象日を休工とした達成週の割合（以下「完全週休２日取得率」という。）が９０パーセント以上の場合、完全週休２日制工事として評価し、発注者は、工事目的物の引き渡し後に通知する検査結果通知書の検査結果欄に「完全週休２日制工事に取り組み、取得率〇％を達成した。」旨を記載し、取組証明とする。

(経費の補正)

第７条 週休２日制工事等の取組を推進するため、休工状況に応じて経費の補正を行うものとする。

２ 経費の補正を行うに当たり適用する休工状況の適用区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、休工割合が当該各号に該当する場合とする。

- (1) 完全週休 2 日 4 週 8 休以上 休工割合が 28.5 パーセント以上の場合
- (2) 月単位の週休 2 日 4 週 8 休以上 休工割合が 28.5 パーセント以上の場合

- (3) 通期の週休 2 日 4 週 8 休以上 休工割合が 28.5 パーセント以上の場合

3 経費の補正は、各経費に補正係数を乗じて行うものとし、休工状況の適用区分ごとの経費の種類及び補正係数は、次の表のとおりとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

- (1) 公共建築工事積算基準を適用する工事

休工状況の適用区分	労務費	市場単価、補正市場単価及び物価資料
完全週休 2 日 (4 週 8 休以上)	1.04	補正対象及び補正係数は、別表 1 に定めるところによる。
月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	1.04	
通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	1.02	

4 公共建築工事積算基準を適用する工事の単価の補正方法は別表 2 に定めるところによる。

5 経費の補正及び変更契約は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 発注者指定型 当初設計から「月単位の週休 2 日」の達成を前提とした補正後の金額を用いることとし、休工状況を確認後、「月単位の週休 2 日」が達成できない場合、休工状況に応じて補正係数を変更する。また、4 週 8 休未満である場合には、補正分を減額し、変更契約するものとする。
- (2) 受注者希望型 休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(工事名)

第 8 条 発注者指定型で発注する工事は、原則として工事名の末尾に「(週休 2 日)」を記載するものとする。

(特記仕様書)

第 9 条 特記仕様書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 発注者指定型 「第〇条 本工事は、完全週休 2 日制・週休 2 日制工事（発

注者指定型)の対象工事とする。なお、完全週休2日制・週休2日制工事については、「安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領(令和元年7月16日施行)」によるものとする。」旨

- (2) 受注者希望型 「第〇条 完全週休2日制・週休2日制工事に取り組もうとする場合には、監督員とその可否について協議を行うものとする。なお、完全週休2日制・週休2日制工事については、「安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領(令和元年7月16日施行)」によるものとする。」旨

(入札公告)

第10条 入札公告文には、次の各号に掲げる区分に応じ、原則として当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 発注者指定型 「本工事は、安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領(令和元年7月16日施行)に基づく完全週休2日制・週休2日制工事(発注者指定型)の対象工事である。」旨

- (2) 受注者希望型 「本工事は、安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領(令和元年7月16日施行)に基づく完全週休2日制・週休2日制工事(受注者希望型)の対象工事である。」旨

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の安城市完全週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札公告又は指名通知を行う工事(入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事)(以下「入札公告等を行う工事」という。)から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月15日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年9月15日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約す

る工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 6 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の安城市完全週休 2 日制・週休 2 日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の安城市完全週休 2 日制・週休 2 日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

別表１（第７条第３項関係） 週休２日制工事等における市場単価積算の補正係数の設定

（１）建築工事

工 種	摘 要※	通期		月単位	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
仮設工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
土工事		1.01	1.01	1.02	1.02
地業工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
鉄筋工事		1.01	1.01	1.03	1.03
コンクリート工事		1.01	1.01	1.03	1.03
型枠工事		1.01	1.01	1.03	1.03
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02	1.03	1.03
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
防水工事	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
木工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.02	1.10
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01	1.03	1.03
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16	1.03	1.17
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10	1.02	1.11
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16	1.03	1.18
建具	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.15	1.03	1.17
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事	市場単価	1.01	1.13	1.03	1.14
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

(2) 電気設備工事

工 種	摘 要	通期		月単位	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線ぴ 及び同ボックス	1.01	1.01	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18	1.03	1.20
	プルボックス	1.01	1.13	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.03	1.19
設置工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02

(3) 機械設備工事

工 種	摘 要	通期		月単位	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内 貼	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低 圧チャンパー類	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24

別表 2

(1) 複合単価	
労務単価 ・ 公共工事設計労務単価 × 要領第 7 条の労務費の補正係数	
(2) 市場単価及び補正市場単価	
ア 新営工事	・ 市場単価 × 新営補正係数 ・ 補正市場単価 × 新営補正係数
イ 全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）	・ 市場単価 × 新営補正係数 ・ 補正市場単価 × 新営補正係数
ウ 執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）	・ 市場単価 × 改修補正係数 ・ 補正市場単価 × 改修補正係数
(3) 物価資料の掲載価格	
ア 新営工事及び全館無人改修	・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正係数
イ 執務並行改修	・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正係数

※新営補正係数及び改修補正係数は、別表 1 の数値を示す。